令和３年４月２８日

御利用者・御家族の皆様

大阪府立障がい者自立センター所長

緊急事態宣言発令にともなう感染拡大防止に関する対応について（お願い）

　日ごろから当センターの運営に、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、令和３年４月５日から５月５日まで、本府ほか２県を実施区域としたまん延防止等重点措置に係る宣言が発出されましたが、新規感染者数は大都市部を中心に増加が続き、重症者数の増加も見られるなどし、令和３年４月23日に、本府ほか３都府県を実施区域とした新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されました。

　当センターにおいても、４月13日に1日に確認された府内の感染者数が1000人を超え、加えて患者受入重症病床使用率が95％を超えるなど、厳しい感染状況にあるとの認識から施設内感染を防止するために、取り組みの一層の強化を図ることとし、御理解と御協力をお願いしてきたところです。

　今般、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されたことを受けて、下記のとおりさらなる取り組みの強化（下線部分）を図った上で、サービス提供を継続してまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解・御協力を重ねてお願い申し上げます。

　なお、今後の感染拡大状況等に応じて、当センターの取り組み内容を変更する場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

記

１　外出の自粛等について

　　不要不急の外出は自粛してください。

　　外出については、

　　(1)通院、日用品の購入、健康維持のための散歩等必要不可欠の目的のみとしていただく

　　　※飲食時の感染が急増しているとの報告を踏まえ、外食は控えていただくようお願いします（通院等により長時間の外出となる場合を除く）

　　(2)外出時間は、最短時間とする（散歩、買い物は１時間以内）

　　(3)保健所の疫学調査に協力する必要性があるため、必ず行き先を申告いただく

　　(4)散歩目的の外出先は、万領中央公園又は万代池公園としていただく

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ようお願いします。

　　また、外出の終了時間は、当分の間、「午後９時まで」を「午後８時まで」に変更させていただきます。

２　面会制限等について

　　面会は御家族のみに制限します。また、不要不急の面会はお控えください。

　　御家族との面会については、

　　(1)御利用者又は御家族のいずれかが、体調不良の場合は、面会は制限させていただきます。

　　(2)御家族が、施設に立ち入られる際には、マスクの着用、テクノエイド入口での検温及び手指の消毒を実施いただく

　　(3)さらに、面会前には必ず職員室に立ち寄り、面会簿への記入、改めて、職員による検温及び体調確認を受けていただく

　　(4)面会は、１階テクノエイド等で行っていただく

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ようお願いします。

　　　なお、外泊や通院の送迎時に御家族が居室にごく短時間入室されることは差し支えありません。

３　その他

　　(1)自立訓練については、換気の実施、参加人数の調整、参加者の物理的な距離等に配慮し、マスク着用の上、実施しておりますが、御利用者又は職員に感染（疑い）等の状況が発生した場合には、一時中止する場合があります。

　　　　プログラムのうちカラオケは、当分の間、中止とさせていただきます。また、プログラムにおいて使用した備品等の消毒等を徹底するためにプログラム時間を５～10分程度短縮させていただく場合があります。

　　(2)公共交通機関を利用する交通外出や施設等の見学・体験等は、原則、当面延期とします。

ただし、地域移行や復職等のために、時機を逸することができない外出又は外出訓練、支援会議等については、必要な感染予防対策を講じ、実施する予定です。

　　(3)外泊については、従前と同様としますが、健康管理の徹底について、改めてよろしくお願いします。

　当センターのサイト（ホームページ）でも、これまで発出した文書を含め、当センターにおける新型コロナウイルス感染症対策についての情報を掲載しておりますので、御参照ください。また、御不明の点等ありましたら、以下の連絡先までお問合せください。

URL　　 <http://www.pref.osaka.lg.jp/shogaishajiritsu/jiritsu01/index.html>



　大阪府立障がい者自立センター

　　電話　　　　　06-6692-2971

　　ファクシミリ　06-6692-2974